

日本法社会学会ロゴマーク使用規程  
(2017年7月23日理事会決定)

- 1 この規程は、2017年5月26日開催の日本法社会学会（以下「本学会」という。）理事会で承認された本学会ロゴマークの使用に関する基本的事項を定める。
- 2 ロゴマークを使用できる者は以下のものとする。
  - (1) 本学会理事長
  - (2) 本学会事務局
  - (3) 本学会理事会
  - (4) 本学会各委員会
  - (5) 本学会会員
  - (6) その他、本学会理事長が適当と認める者
- 3 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、使用開始希望日の2週間前までに、必要事項を記入した「日本法社会学会ロゴマーク使用申請書」を本学会事務局に提出し、理事長の承認を得るものとする。
- 4 ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマークの品位の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) ロゴマークを改変しないこと。ただし、デザインに変更を加えず縮小又は拡大することは、この限りではない。
  - (2) 使用申請に記した範囲を超えて使用しないこと。
  - (3) ロゴマークを使用して作成した成果物を、適切な方法によって、本学会事務局に遅滞なく送付すること。
- 5 ロゴマークの使用にあたり、この規程に違反し、又はその趣旨に違反すると認められるときは、本学会理事長は、ロゴマークの使用承認の取消し又は使用の停止を求めるとその他の措置をとることができるものとする。
- 6 本学会は、予告なく本ロゴマーク使用規程を変更することがある。変更は、本学会のウェブサイトに掲載される。

附 則（2017年7月23日）

この規程は、2017年7月23日から施行する。